

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、創意工夫を凝らし社会的に信用される有用で安全な優れた製品・サービスを提供することが使命であり、その実現に当たっては、国内外の法令及び社内規程を遵守し、社会規範や倫理に則って公正な企業活動を行うとともに、情報を適切かつ公正に開示することが必須であると認識しております(当社ホームページ掲載「企業行動規範」(<http://www.tatsuta.co.jp/company/standard.html>))。

かかる認識に基づき、当社は、事業環境が大きく変動する中において、経営の迅速な意思決定と健全性・透明性を確保しつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現すべく、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいります。

(注)関連する方針、基準等については「コーポレートガバナンスに関する方針、基準等」(以下「CG方針、基準等」といいます)として、当社ホームページに掲載しております(<http://www.tatsuta.co.jp/company/governance.html>)。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

〈補充原則1-2-4〉

議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用)は、2016年6月開催予定の第92期定時株主総会から導入する計画です。招集通知の英訳は、海外投資家比率が現状10%程度であることから、当面実施いたしません。ただし、これが著しく上昇した場合には、招集通知の英訳を進めるものとします。

〈原則3-1(v)〉

現在の経営陣幹部・取締役の選任・指名理由につきましては、社外取締役については当社第91期定時株主総会招集通知等に記載しておりますが、その他の経営陣幹部・取締役については記載しておりません。次期以降は、すべての経営陣幹部・取締役について株主総会招集通知等のほかホームページ等においても開示する方針です。

〈補充原則3-2-1〉

現在の会計監査人については、監査役会が2015年6月開催の第91期定時株主総会に先立ち、適正な監査の実施の観点から問題がないか、また、監査の適正性を高めるために会計監査人の変更が必要か等の判断をしましたが、明文化された基準はありませんでした。

監査等委員会は、2016年6月開催予定の第92期定時株主総会に先立ち、会計監査人の独立性、専門性について確認するための評価基準を策定し、それに基づく評価を実施する予定です。

〈原則4-2〉〈補充原則4-2-1〉

現在の経営陣の報酬は、基本報酬と期間損益に応じた業績リンク報酬から構成されておりますが、いずれも現金報酬です。中長期的な業績を反映するような報酬を導入しておりません。今後は持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するような報酬の導入を検討します。

〈補充原則4-11-3〉

取締役会の実効性評価については、2015年度終了後、取締役会が各取締役の自己評価を参考にしつつ2015年度の評価を行い、その結果を開示する予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

〈原則1-4〉いわゆる政策保有株式

いわゆる政策保有株式の保有方針およびその議決権の行使基準については、CG方針、基準等の「2.上場株式の政策保有に関する方針および手続き」をご参照ください。

また、2015年3月末現在、当社が保有している政策保有株式は有価証券報告書に記載し開示しておりますのでご参照ください。

(<http://www.tatsuta.co.jp/ir/uploads/IfNV0JYyo8MZi1435538987.pdf>)

なお、これらの発行会社とは現在も取引継続中であり、リターンとリスクなどを踏まえた経済性からも、その保有には十分な合理性があるものと判断しております。

〈原則1-7〉関連当事者間の取引

当社方針、基準等の「3.関連当事者間の取引に関する手続き」をご参照ください。

また、これら取引の実績は、有価証券報告書に記載し開示しておりますのでご参照ください。

(<http://www.tatsuta.co.jp/ir/uploads/IfNV0JYyo8MZi1435538987.pdf>)

〈原則3-1〉情報開示の充実

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)、経営戦略、経営計画:

当社ホームページに掲載する「企業行動規範」(<http://www.tatsuta.co.jp/company/standard.html>)

および「中期経営計画」(<http://www.tatsuta.co.jp/ir/uploads/LT1SunoTK5Gkl1450343202.pdf>)をご参照ください。

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針:

上記1の「基本的な考え方」をご参照ください。

(iii) 経営陣幹部・取締役の報酬決定方針と手続:

CG方針、基準等の「4.経営陣幹部・取締役(監査等委員を除く)の報酬決定方針、基準等」および「5.経営陣幹部・取締役(監査等委員を除く)の報酬決定に関する手続き」をご参照ください。

(iv) 経営陣幹部・取締役候補の選任・指名:

CG方針、基準等の「6.取締役の選任に関する方針および手続き」をご参照ください。

〈補充原則4-1-1〉取締役会と業務執行の役割分担

当社は、取締役会規程および関連諸規程により取締役会付議事項を定めております。取締役会は、中期計画、年度予算等の計画を策定し、その計画と実績との差異を管理し、必要な場合には対策を指示することを主たる役割・責務とし、個別の業務執行については、関連諸規程に金額基準等を定め、取締役会付議事項を特定しております。

〈原則4-8〉独立社外取締役の有効な活用

CG方針、基準等の「6.取締役の選任に関する方針および手続き」をご参照ください。当社は、当社の事業内容、規模、機関設計等を総合的に勘案し、独立社外取締役を2名以上選任します。

〈原則4-9〉独立社外取締役の独立性判断基準および資質

CG方針、基準等の「7.社外取締役の独立性判断基準」をご参照ください。

〈補充原則4-11-1〉取締役選任の方針・手続き

CG方針、基準等の「6.取締役の選任に関する方針および手続き」をご参照ください。

〈補充原則4-11-2〉他の上場会社との兼任状況の開示

定時株主総会招集通知(<http://www.tatsuta.co.jp/ir/uploads/ZtmbH5wKEBWH1433405312.pdf>)をご参照ください。

〈補充原則4-14-2〉トレーニング方針の開示

CG方針、基準等の「8.取締役に対するトレーニングの方針」をご参照ください。

〈原則5-1〉株主との建設的な対話に関する方針

CG方針、基準等の「9.株主との対話に関する方針」をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
JXホールディングス株式会社	22,739,218	32.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	2,239,300	3.19
住友金属鉱山株式会社	1,921,459	2.73

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,532,200	2.18
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140030	1,245,000	1.77
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,179,406	1.68
個人株主A	1,015,360	1.44
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	944,664	1.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	765,600	1.09
タツタ電線共栄会	563,997	0.80

支配株主（親会社を除く）の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	非鉄金属
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

JXホールディングス株式会社は、当社株式の約33%を保有する当社の主要株主であり、当社のその他の関係会社にあたりません。同社からの事業上の制約はなく、当社の経営判断において事業活動を行っており、経営方針や事業計画の立案においても上場会社として当社の自主性・独立性は保たれております。また、同社グループとの取引においても市況価格を基に価格交渉を行うなど、一定の独立性が確保されていると認識しております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
小笠原 亨	他の会社の出身者													
津田 多聞	公認会計士													
安江 英行	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小笠原 亨	○		—	経歴、人格、識見が職責に合致 小笠原亨氏は、事業会社における企画管理について豊富な経験と高い見識を有しており、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。
津田 多聞	○	○	—	経歴、人格、識見が職責に合致 津田多聞氏は、公認会計士として企業会計監査業務において長年にわたる豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の社外取締役として適任であると判断しております。 <独立役員に指定した理由> 津田氏は、かつて当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人に所属しており、当社と同監査法人との間には、監査報酬等の支払の取引関係がありますが、その監査報酬等は同監査法人の総収入に占める割合が0.1%にも満たない僅少なものであります。また同氏は、平成17年まで当社の会計監査を行っていた実績がありますが、以降一切当社の会計監査には携わっておらず、その独立性・客観性は保たれていると判断しております。
安江 英行	○	○	—	経歴、人格、識見が職責に合致 安江英行氏は、事業会社の経営者および監督者としての豊富な経験・実績・見識を有しており、また内外の弁護士資格を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。 <独立役員に指定した理由> 安江氏は現在、東京丸の内法律事務所所属であり、当社と同事務所との間には顧問契約等の取引関係はないことから、その独立性・客観性は保たれていると判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 **更新**

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 **更新**

監査室が、監査等委員会の要望した事項の内部監査を実施し、監査等委員会に報告することとしております。監査等委員会は、監査室の人事異動について事前に報告を受け、必要がある場合は人事異動の変更を申し入れることができます。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 **更新**

監査等委員会と会計監査人とは、それぞれの監査体制、監査計画、方法等について説明会を開催し、また、それぞれの監査実施状況、監査実施結果等については随時報告および意見交換を緊密にしています。

監査等委員会と監査室とは、上記の監査等委員会と会計監査人の説明会において、会計監査人からの情報を共有するほか、監査室長が毎月開催される監査等委員会にオブザーバーとして出席しております。また、監査室は、監査等委員会の要望した事項の内部監査を実施することとしています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 **更新**

2名

その他独立役員に関する事項

現時点での独立社外役員の独立性判断基準については、CG方針、基準等の「7.社外取締役の独立性判断基準」をご参照ください。なお、当社は、同基準における独立役員の資格を充たす者をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役の報酬等は、役割に応じて毎月支給される定額報酬と業績に応じてその額が変動する賞与で構成されています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年3月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりです。

(i) 取締役及び監査役に支払った報酬

取締役 10名 249百万円

監査役 6名 43百万円

(注)報酬限度額 取締役:月額30百万円

監査役:月額4百万円

(ii) 平成27年3月期中の株主総会決議により支給した役員退職慰労金

該当事項はありません。

(iii) 平成27年3月期中の株主総会決議により支給した取締役賞与(利益処分による)

該当事項はありません。

(iv) 上記以外の使用人兼務取締役に対する使用人給与等相当額その他職務遂行の対価

取締役 2名 34百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

CG方針、基準等の「4.経営陣幹部・取締役(監査等委員を除く)の報酬決定方針、基準等」をご参照ください。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

総務部および監査室のスタッフが、監査等委員である社外取締役をサポートしております。取締役会の資料については、原則として電子メール等により事前に配布しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 当社は、平成27年6月26日開催の定時株主総会をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
2. 取締役会は、現在12名(うち監査等委員である取締役は3名で全員が社外取締役です)体制で、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。
3. 業務執行体制としては執行役員制度を導入しており、執行役員には取締役会の決定した基本方針に基づいて効率的に業務執行を行わせております。なお、重要事項の協議機関として経営役員会を設置しております。
4. 監査等委員会は、取締役会への出席および議決権行使等を通じ業務執行取締役の監督・監査を行うとともに、会計監査人、監査室と緊密な連携を保ち、かつ、会計監査人の監査を活用し、効率的な監査を実施しております。
5. 監査室は、監査計画に基づき各種監査を実施し、その結果を代表取締役に報告するとともに、監査等委員の要望する内部監査を実施しております。
6. 会計監査人には新日本有限責任監査法人を選任し、正しい経営情報を提供するなど、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。また、顧問弁護士からは法律上の判断を必要とする場合に適時アドバイスを受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、当社の事業内容・規模等から勘案して、現状の体制が経営の迅速な意思決定と健全性・透明性を確保しつつ、効率的な業務運営を行うために最適であると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	3週間以上前に発送を実施しています。

2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、定期的に実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	<ul style="list-style-type: none"> ●財務情報 * 有価証券報告書、半期報告書 * 決算短信 ●ニュースリリース 	
IRIに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: 経営企画室 IR事務連絡責任者: 経営企画室 主幹	
その他	アナリスト・機関投資家の要望に応じ個別説明会を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業行動規範」に、株主、取引先、地域社会等の社外における関係者との間で、健全で良好な関係を築く旨を規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を取得しているほか、「環境報告書」を作成し、ホームページ上で公開しております。その他、各事業所において積極的に社会貢献活動を実施しております。

IV内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 **更新**

当社ホームページに掲載する「内部統制システムの整備に関する取締役会決議」
(http://www.tatsuta.co.jp/company/pdf/internal_control.pdf)をご参照ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 **更新**

1. 基本的な考え方

当社グループ及びその役員従業員等は、不当な要求を行う反社会的勢力に対しては、その圧力に屈することなく毅然とした態度で臨むものとし、そのために社内規則及び社内体制を整備し、適切に運用していくことを基本的な方針といたします。

2. 整備状況

当社は「企業行動規範」および「行動基準」を定め、その中で反社会的勢力への対応について、「いわゆる総会屋や暴力団等の反社会的勢力からの金品等の不当な請求には一切応じない。」旨を規定し、その徹底を図っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項
